

	<h2 style="text-align: center;">「空き家所有者向けセミナー・相談会」を開催</h2> <p style="text-align: center;">～ 空き家の適正管理・有効活用を考える～</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px 5px;">事前のお知らせ</div>
と き	3月25日(土)午前10時～正午 (午前9時30分開場)
と ころ	練馬区役所 アトリウム 地下多目的会議室 (豊玉北6-12-1)
<p>区は25日、区内に空き家を所有している方、または空き家を所有する予定がある方を対象に、空き家対策の取り組みに関する説明会と、空き家の相続・売買・賃貸・改修等の専門家による相談会を開催します。</p> <p>相続や転勤など何らかの理由によって空き家の所有者となった場合、防災、景観、衛生等の観点から管理不全な状態としないためには、適切に管理することや、流通・活用させることが必要です。</p> <p>当日は、空家等対策の推進に関する特別措置法や、区の空き家対策の取り組みについて説明します。また、空き家所有者から、空き家の相続・売買・賃貸・改修等の相談を受け付け、各専門家ブースで個別相談に応じます。</p> <p>区は、今年2月に「練馬区空き家等対策計画」を策定し、同時に、本計画に基づく取り組み内容を定める「(仮称)練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」の骨子案を公表しました。今後、区民意見反映制度を経たうえで、条例案を取りまとめます。</p>	



前回の様子(説明会)



前回の様子(個別相談会)

**【空き家所有者向けセミナー】**

日時：3月25日(土)午前10時～正午(午前9時30分開場)  
 場所：練馬区役所アトリウム 地下多目的会議室(豊玉北6-12-1)  
 定員：200名(当日会場受付、先着順、参加費無料)  
 対象：区内に空き家を所有している方、または空き家を所有する予定がある方  
 内容：空家等対策の推進に関する特別措置法や区の空き家対策の取り組みの説明会の後、  
 空き家の相続・売買・賃貸・改修等の専門家による相談会を実施します。

**【参考1】「練馬区空き家等対策計画」について(平成29年2月策定)**

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等の問題を解決し、区民の良好な生活環境を確保することを目指すもの。取組方針の一つとして、各専門家団体と連携して、空き家の相続や権利関係の整理、売買や建替えなどの相談に対応できる体制の構築を進めている。

**【参考2】区の空き家等の状況 (平成27年度「空き家等実態調査」結果)**

空き家 1,507棟 (うち老朽度「重度」の物件 211棟)